

ボランティア休暇に関する規程

(平成 16 年 1 月 28 日規程第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会就業規則第 21 条の 7 の規程に基づき、職員のボランティア休暇に関する取扱いについて定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、小諸市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が定めるところによる。

(休暇の対象)

第 2 条 ボランティア休暇の対象は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合とする。

- (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動
- (2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
- (3) 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動（(1) 及び (2) に掲げる活動を除く。）
- (3) 前 3 号までに掲げる活動のほか、会長が別に定める活動

(休暇の期間)

第 3 条 ボランティア休暇の期間は、一の年において 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間とする。

(休暇の単位)

第 4 条 ボランティア休暇の単位は、1 日又は 1 時間とし、1 時間を単位とする場合は、1 日を通じ始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

(休暇の承認)

第 5 条 会長はボランティア休暇の請求について、第 2 条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認するものであること。ただし、業務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りでない。

(休暇の請求及び手続き)

第 6 条 職員は、ボランティア休暇の承認を受けようとするときは、ボランティア休暇願（様式第 1 号）をあらかじめ会長に提出し承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。